

共用試験：これまでの経緯と今後の進め方

高井 伸二（北里大学獣医学部）

1. これまでの経過（なぜ、共用試験が必要か？）

1) 「わが国の獣医学教育の抜本的改革に関する提言」

-日本学術会議：獣医学研究連絡会- 平成 12 年 3 月 27 日

社会的な実務教育の要請ならびに国際的獣医学教育の統一に対応するために、獣医系大学においては獣医学教育の抜本的な改革として、獣医学の教育・研究は獣医学部において行うものとし、学術的に高度で実務能力の高い動物医学教育とすべきである。

2) 「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」意見のとりまとめ

-獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議- 平成 23 年 5 月 23 日

現場の最前線で活躍できる高度な実践力を備えた獣医師の養成

社会的ニーズに対応した人材の高度化

獣医師養成における国際通用性の確保

わが国の獣医師の現状を踏まえた対応

わが国の大学教育改革を踏まえた対応

3) 医学教育改革（医学教育内容の標準化と質の保証）

大学教育理念の変化：知識詰め込み型・見学型実習の弊害

医学教育・研修体制への社会的批判：医療過誤・倫理、臨床能力の欠如

教育内容についての基準が設定されておらず、その評価もなかった

・・・臨床実習の改善充実へと向かう

卒後：臨床研修必修化（平成 16 年）

医学・歯学 臨床実習開始前の「共用試験」の実施 平成 17 年 12 月から実施

4) 薬学教育改革→薬剤師養成のための薬学教育 6 年制

医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴い、高い資質を持つ薬剤師養成のための薬学教育は、学部の修業年限が 4 年から 6 年に延長されます

「医療技術や医薬品の創製・適用における科学技術の進歩、医薬分業の進展など、薬学をめぐる状況が大きく変化してきている中、薬剤師を目指す学生には、基礎的な知識・技術はもとより、豊かな人間性、高い倫理観、医療人としての教養、課題発見能力・問題解決能力、現場で通用する実践力などを身につけることが求められている」

薬学「共用試験」の実施 平成 21 年 12 月 3 日から実施

2. 獣医学共用試験部会設立に至るこれまでの経緯

1) 共用試験準備委員会 全国協議会において発足

平成 21 年 11 月 初会合

平成 22 年 3 月 答申

2) 共用試験準備委員会から調査委員会へ

平成 22 年 9 月 全国協議会において準備委員会から調査委員会へと発展

平成 23 年 3 月 獣医学モデル・コアカリキュラムの公表と同時に開始予定だった

た・・・3.11 東日本大震災で学会中止

3) 「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」意見のとりまとめ（概要）

平成 23 年 3 月獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議-

平成 23 年 5 月 23 日公表 (文科省)

獣医学教育改善・充実の基本的方向性とその具体的方策について

- ①モデル・コアカリキュラムの策定等による教育内容・方法の改善促進
- ②自己点検・評価の実施や分野別第三者評価の導入など、獣医学教育の質を保証するため評価システムの構築
- ③共同学部・共同学科の設置など大学間連携の促進による教員の確保を含めた教育研究体制の充実
- ④実習室等の教育環境及び附属家畜病院の充実や、外部専門機関等との連携による臨床教育等の充実
- ⑤共用試験の導入に向けた検討(診療行為に参加する学生の事前評価について社会的信頼を得る仕組みを構築) など

4) 平成 23 年 6 月 29 日 (第 151 回獣医学会中止による) 全国協議会で 6 つの部会が設置

コアカリキュラム
共用試験
共通教材 (テキスト、e-ラーニング)
産業動物・感染症・公衆衛生共同実習
第三者評価
家畜病院
参加型実習 (?)・・・7 つめも常設に

5) 平成 23 年 9 月 22 日 (第 152 回獣医学会) 全国協議会

今後の実施準備体制

(1) 準備委員会の今後の活動について

- 16 大学から選出された準備委員と各大学代表者 (学科長・学科主任) の各大学最低 2 名に参加頂き、準備委員会の立ち上げを 12 月末までに行いたい。
- 医学部共用試験における CBT 試験の概要、OSCE 試験の概要の講演会も同時開催

6) 平成 23 年 11 月 25 日 (本日) 共用試験準備委員会総会

各種検討委員会の立ち上げ

- 共用試験実施委員会 (初期の検討段階は幹事会委員で構成、実施レベル前に 16 大学委員参画?)
- トライアル実施委員会: 鎌田先生 (日大)
- 広報委員会 (CBT のシステム、HP など): 遠藤先生 (酪農大)、山下先生 (酪農大)
- CBT 問題作成委員会 (フォーマットなど): 浅井先生 (麻布大)、杉山先生 (岐阜大)
- OSCE 準備委員会: 新井先生 (日獣大: 大学でも対応)、北川先生 (岐阜大)
- CBT 問題依頼委員会: 16 大学委員が各大学を担当
- CBT 問題内容検討委員会: コアカリ委員会とコアカリ科目担当委員 (3 名/科目) 100 名以上

7) 共用試験実施に至るまでの工程表

年度	教育体制の整備	共用試験準備委員会
2011		9月各種委員会の承認と立ち上げ 12月準備委員会総会
2012	共同学部・学科(1年生)	共用試験参加校の予備登録 試験問題作成の開始
2013	共同学部・学科(2年生)	実施機構の設立(参加校登録) 第1回トライアル
2014	共同学部・学科(3年生)	第2回トライアル OSCE トライアル
2015	共同学部・学科(4年生)	第3回トライアル OSCE トライアル
2016	共同学部・学科(5年生)	共用試験本格実施(6-9月の場合) 参加型臨床実習(後期から可能)

共用試験

(1) 役割

①臨床参加型実習の大前提

獣医師の資格がない学生が臨床実習で動物(患畜)に接する場合には、必要不可欠な知識・技能・態度が備わっていることを動物所有者(飼育者)に示し、診療に参加することに同意してもらうことが必要です。また、学生の知識・技能・態度のレベルを全国的にも一定水準以上に保つことも必要です。獣医学共用試験は、獣医系大学が実習に臨む学生に必要な最小限の知識・技能・態度の到達レベルを公平かつ厳正に評価し、その質を動物所有者(飼育者)と社会に保証するために実施します。

②見学型から参加型実習導入の障壁

「獣医師法 第17条：獣医師でなければ、飼育動物の診療を業務としてはならない」が存在する。参加型臨床実習の法的な障壁：違法性阻却

③学生の獣医療行為を正当化するための理論武装(違法性の阻却要件)

㉞目的の正当性→獣医師養成のためには不可欠

㉟手段の正当性(行為の相当性の確保)→学生の質保証=共用試験で担保

㊱動物所有者と社会の同意→学生の質保証=共用試験で担保

④獣医学生の行為が適法と言えるための条件整備が必要(実施前まで)

過渡期的措置として農水省獣医事審議会計画部会制定の報告書「獣医学教育における獣医学生の臨床実習の条件整備に関する報告書」(平成22年6月)に従い、以下を実施。

○各大学でのガイドラインの制定

○学生評価は大学で検討：共用試験に至るまでの獣医学生の質保証：段階的な対応。

(2) 共用試験の意義

社会への教育の質の保証

学生への学習の動機付け

臨床実習と臨床前獣医学教育の改善

卒後臨床研修への連動

獣医学系教職員への啓蒙

結果利用は各大学の自由 (≠国の資格試験)